

# 建設工事の請負契約における下請代金等未払い業者に対する取扱いについて

建設工事の適正な品質確保及び円滑な進捗を図るため、建設工事における下請代金等の未払い業者に対して、次のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

## 1 取扱いの対象者

長崎市発注に限らず、国、地方公共団体等及び民間の発注工事も含む建設工事において、下請代金の未払いを知る者からの報告に基づき、簡易裁判所による下請代金等の仮執行宣言付支払督促正本の写し等により下請代金等の未払いを確認した者

## 2 取扱いの内容

- (1) 入札に参加させない
- (2) 随意契約の相手方としない
- (3) 下請業者としての業務を行わせない

## 3 取扱いの期間

本市が通知した日から、下請代金等の支払いを確認し、取扱いを解除するまでの期間

## 4 下請代金等の範囲

建設工事の下請契約に係る下請代金、資材提供の契約に係る代金など、当該建設工事の施工のため元請業者と直接契約した者が支払われるべき代金

## 5 実施時期

令和3年1月1日から